

国際的な規制改革の全体像について

翁 百合

目 次

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. はじめに | 4. 銀行の業務範囲規制の強化 |
| 2. バーゼルⅢ—自己資本比率規制の一層の強化— | 5. シャドーバンキングの規制強化 |
| 3. 破綻処理制度の整備とTLACの導入 | 6. 国際的な金融規制改革の評価 |

世界金融危機後7年が経過した現在もなお、国際的に規制強化が進んでいる。銀行の自己資本比率規制等の一層の強化、G-SIFIsの破綻処理を可能とする制度の整備、銀行の業務範囲規制強化、シャドーバンクへの規制強化等である。全体として、リスクテイクを直接制限したり、画一的な規制が強化される方向にあり、金融機関の経営環境の不確実性拡大や経済成長への制約、金融機関のインセンティブの歪み、市場取引や市場流動性へのネガティブな影響などの副作用も懸念される。今後規制の全体像を視野に入れた十分な検討が望まれる。

1. はじめに

2008年9月15日に起こったリーマンブラザー証券破綻に伴う金融危機は、世界経済に深刻な影響を与えた。この危機を契機として、10年以降、国際的に様々な金融規制の強化が進んだが、15年現在においても、国際的なレベルでも、また欧米など国レベルでも、更に規制強化が一段と進行、具体化しようとしている。例えば、最近ではグローバルに重要な銀行に対して、破綻時に損失を吸収する債券の発行を義務付ける規制が公表された他、16年にかけては国際的に活動する銀行に対

して金利リスク規制が強化されようとしている。これらの動きは、欧米のみならず日本の金融機関の経営や金融市場にも大きな影響を及ぼしつつある。本稿では、いわゆるリーマンショック以後の金融規制改革について、最近の動きをフォローして全体像を整理するとともに、現段階でその評価を試みることにしたい。

2. バーゼルⅢ—自己資本比率規制の一層の強化—

国際的な規制強化の流れは4種に大別できる。



翁 百合（おきな ゆり）

1982年慶應義塾大学経済学部卒、84年同大学大学院経営管理研究科修士課程修了。京都大学博士（経済学）。84年日本銀行入行。92年日本総合研究所、2014年より同研究所副理事長（現在に至る）。14年より、慶應義塾大学特別招聘教授兼任。主な著書に、『金融危機とプルーデンス政策』（日本経済新聞出版社 2010年）等。